

# 下請取引適正化等の自主行動計画の改定（概要） 【改定経緯】

2024年3月22日 日建連「下請取引適正化と適正な受注活動の徹底に向けた自主行動計画」(以下「自主行動計画」)の改定

同 3月25日 下請中小企業振興法に基づく「振興基準」の改正  
〔「労務費の指針」の策定(2023年11月)を踏まえ、以下の事項を改正〕

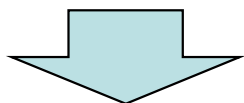
- ・原材料費等の価格高騰時の適切なコスト増加分の全額転嫁を目指す
- ・少なくとも年に1回以上の協議の実施
- ・「労務費の指針」に基づく適切な行動

同 5月 「振興基準」の改正を踏まえ、国土交通省・中小企業庁から「自主行動計画」の改定の要請

同 9月 国土交通省から「建設業法令遵守ガイドライン」の改定に合わせて「自主行動計画」の改定の要請

同11月 下請中小企業振興法に基づく「振興基準」の改正

- ・手形等のサイト60日以内の徹底



2025年3月 自主行動計画、パートナーシップ構築宣言のひな形の改定

## 1 原材料費等の価格高騰時の全額転嫁

「(1)合理的な請負代金と工期の決定」の実施事項に、以下を追加

- ・原材料費等の**価格高騰**があった場合における適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すにあたっては、出発点である**発注者への全額転嫁を前提に**、元請負人、下請負人を問わず**サプライチェーン全体**で取り組む。

## 2 元請負人からの定期的な協議の実施

「(1)合理的な請負代金と工期の決定」の実施事項に、以下を追加

- ・下請負人から労務費の転嫁の求めが無くても、労務費の転嫁の必要性について、**協力会社などを通じて呼びかけを行い、協力会社と1年に1回など定期的に協議**を行う。

## 3 労務費の指針に基づく適切な行動

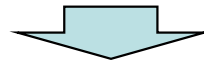
「(1)合理的な請負代金と工期の決定」の実施事項に、以下を追加

- ・**「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」**に掲げられた行動を適切にとる

## 4 手形等のサイト60日以内の徹底

「(3)請負代金支払いの適正化」の実施事項を以下のとおり修正

(改定前)手形期間については、60日以内とするよう努める。



(改定後)..... 60日以内とする。

## 5 その他

最近の取組み等を踏まえ、自主的に追記

（下請との適正取引）

- ・「労務費見積り尊重宣言」に基づく取組みの実施

（発注者との適正取引）

- ・「適正工期確保宣言」に基づく取組みの実施
- ・改正建設業法に基づく、「おそれ情報」等が顕在化した場合の変更協議
- ・図面の誤り等が判明した場合の受発注者間の対応
- ・原材料費等の価格高騰時の適切なコスト増加分の全額転嫁を協議